

#### ④ ○REACH 規則 —— 化学物質関連

全 8 ページ サンプルのためリンクは削除しています。

法律/政策の名称	REACH 規則 (規則 No 1907/2006)
現地語名称	<a href="#">REGULATION (EC) No 1907/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 December 2006 concerning...</a> サンプルのため省略 (URL : 2021 年 2 月 15 日統合版)
公布/施行日等	2006 年 12 月公布 / 2007 年 6 月施行
カバー期間	2020 年 12 月から 2021 年 5 月

### バックグラウンド情報

#### ■概要

REACH 規則は、欧州におけるそれまでの化学物質関連制度の統合を図り、下記の目的を達成するために産業界の役割・責任を含めた総合的な化学物質管理制度を提供するものとして設けられたものである。

【REACH 規則の目的】 ...サンプルのため省略...

【目的達成のための手段 (主な規制内容)】 ...サンプルのため省略...

REACH 規則という規則の通称は、規則の柱となる 4 つの手段の頭文字に由来する。

<登録 (Registration) >

...サンプルのため省略...

<制限 (Restriction) >

上記の主な内容のほかにも、...サンプルのため省略...など、様々な規定が設けられている。

【REACH 規則の特徴】

- (1) 物質の安全性評価の義務を、規制当局から産業界へ移行。事業者側で物質の...  
サンプルのため省略...
- (7) EU における REACH 規則の規制当局、欧州化学品庁 (ECHA) を設置

#### ■背景

- 複雑な欧州化学物質管理規制 : ...サンプルのため省略...
- 当局による物質評価の限界 : ...サンプルのため省略...

### 最近の主な動向

## ■登録

12月	欧州委員会、登録要求ポリマー（PRR）提案にカナダの PLC 特定基準検討 ...サンプルのため省略... 原本へのリンク→ ( <a href="#">背景文書</a> )
...サンプルのため省略...	

## ■評価

12月	欧州化学品庁、2021-23年 CoRAP 案を公表——2021年評価予定は8物質
...サンプルのため省略...	

## ■認可

12月	欧州官報、COVID-19の診断・治療等を考慮した REACH 附属書 XIV 改正規則を公布 ...サンプルのため省略.. ( <a href="#">改正規則</a> )
5月	...サンプルのため省略...

## ■制限

12月	欧州化学品庁 SEAC、マイクロプラスチック制限に関する意見書を採択 ...サンプルのため省略... ( <a href="#">関連文書</a> )
...サンプルのため省略..	

## ■取り締まり・その他

2月	欧州化学品庁、2021年から2024年までの作業計画を公表 ...サンプルのため省略.. ( <a href="#">作業計画</a> )
...サンプルのため省略...	

## 今後の展開とスケジュール

早見表 — 「いつまでに何をしなければならないのか」 <附属書 XVII 制限編>

2021年6月以降～2023年12月末

制限物質	主な制限条件
74. Diisocyanates, ... unit of unspecified length (Entry 74)	1. <b>2023年8月24日以降</b> 、産業用および業務用途について、物質それ自身、他の物質の構成要素として、あるいは混合物中の物質として同物質を使用してはならない。・・・(略) ...サンプルのため省略...
...サンプルのため省略...	

※詳細規定、適用除外等は原文参照のこと。

## Point REACH 規則の大幅改正へ動き出す

2021年5月4日、REACH 規則の改正を目指す開始影響評価書が公表され、意見募集が開始された。...サンプルのため省略...

### 課題：

- (1) 多くの物質の知見についてギャップが存在する  
発がん性、神経毒性、免疫毒性、内分泌かく乱...サンプルのため省略...
- (7) 管理および取り締まりが全加盟国において等しく効果的なものになっていない

### 政策選択肢：

- (1) 登録要件の改定...サンプルのため省略...
- (7) 管理および取り締まり条項の改定

## EnviX 展望と見解

欧州グリーンディール、持続可能性のための化学物質戦略を背景にした REACH 規則の大幅改正の規制化プロセスが遂にはじまった。専門家グループで検討が続いているポリマー登録の要件や、以前から指摘され検討が続いていた認可・制限プロセスの改定も一挙になされる可能性がある。加えて、CLP 規則についても内分泌かく乱特性の有害性クラスの導入検討など、大幅な改訂がなされる可能性があり、これらの改正時期が1~2年の間に重なるとすると企業の負担は大きくなることが予想される。コンプライアンス対応としては、今後公表される規則案の段階から情報を入手・把握し、改正規則公布と同時に対応策のスタートを切れるよう準備しておく体制作りが必要ではないだろうか。

【2021.06.15 IT】

